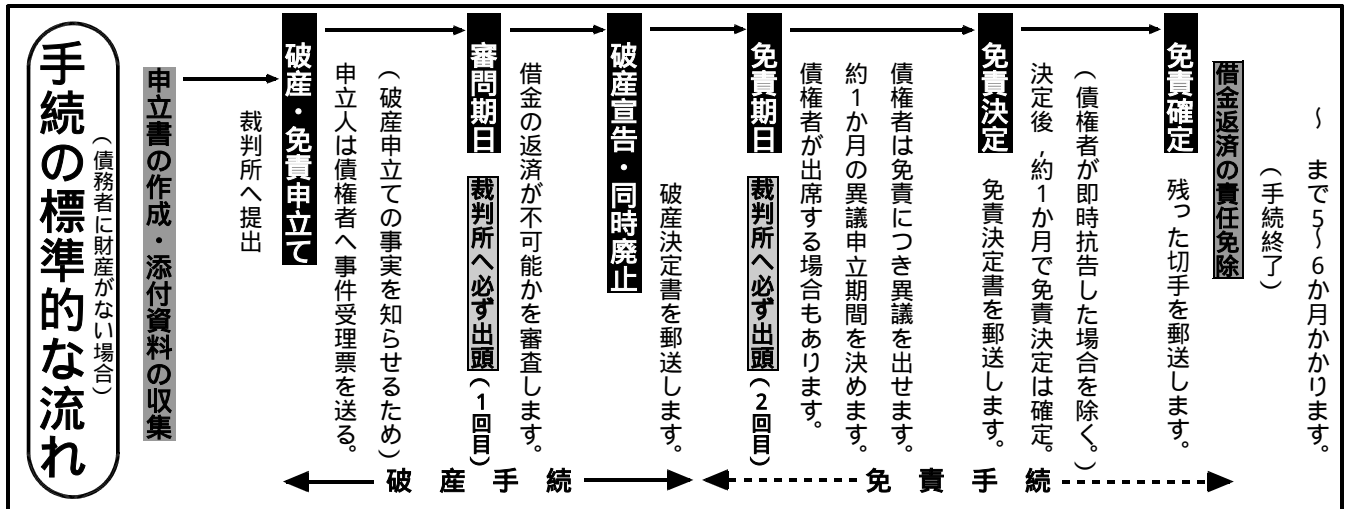


# 破産申立てのてびき（改訂版）



## 【破産手続について】

**Q 1 破産とはどのような手続ですか？**  
 自分の全財産で借金を返そうとしても、すべてを返せない場合に、強制的に財産を金銭にかえて全債権者に公平に分配する裁判手続です。

**Q 2 借金が300万円でも破産できますか？**  
 破産宣告は、借金の返済が不可能かどうかで判断されます。借金の金額だけで決まるわけではありません。

**Q 3 同時廃止（どうじはいし）って何ですか？**  
 破産宣告と同時に破産手続を終わらせてしまうことです。債務者に財産がほとんどない場合に同時廃止となります。破産を認めないという意味ではありません。

**Q 4 破産管財人は選任されないのですか？**  
 債務者に財産がほとんどなければ選任しません。ただし、債務者から債権者へ財産や収入の一部を配当するように、裁判所が指示する場合があります。

**Q 5 手続には全部でいくらお金がかかりますか？**  
 同時廃止の場合、印紙・切手代を含めて2万円あれば足りる。破産管財人を選任する事案では最低50万円必要で、費用は負債総額によって決まります。

## 【破産による不利益について】

**Q 6 破産すると就けない職業があると聞きましたか？**  
 会社の取締役、宅地建物取引主任者、旅行業務取扱主任者、警備員、保険外交員などです。ただし、免責が確定すれば（上図）、この制約は解除されます。

**Q 7 破産後、何年間お金が借りられなくなるのですか？**  
 一般的に約5～7年と言われていますが、これは法律上の制限ではありませんから、実際には債権者次第と言えます。

**Q 8 このほかに破産による不利益はありますか？**  
 氏名や住所が官報（国の発行する新聞のようなもので、図書館などで閲覧できます。）に掲載されます。

**Q 9 ローンが残っている車には乗れなくなりますか？**  
 車検証の所有者名がローン会社であれば、返還請求には応じる必要があり、引上げ後の残高を債権者名簿に記載します。

## 【免責手続について】

**Q 10 破産宣告だけでは借金はなくなりませんか？**  
 はい。免責決定が確定することで借金を返済する責任が免除されます。免責とは誠実な破産者が経済的に再スタートできるようにする制度です。

**Q 11 免責されない債権もあるのですか？**  
 税金や罰金は対象外で、債権があるとわかっていながら債権者名簿に書かなかった債権も同様です。債権者名簿を書く前にはきちんと調べる必要があります。

**Q 12 浪費、ギャンブルで借金しても免責されますか？**  
 免責不許可事由となります。次の～も同じです。クレジットカードで商品を購入し、すぐに非常に安い値段で転売・質入れしたような場合  
 氏名、生年月日等を偽って借入れをしたような場合  
 破産者が過去10年以内に免責されている場合

**Q 13 免責不許可事由があると免責されませんか？**  
 程度や事情により、裁判所の判断で免責を許可する場合もあります。大切なのは、申立書の作成や審問の際、裁判所に対し本当の事実を明らかにすることです。

## 【保証人について】

**Q 14 借金の際、保証人となってくれた人への影響は？**  
 免責の効果は保証人には及ばず、保証人の支払い義務はなくなりません。

**Q 15 保証債務も債権者名簿に書くのでしょうか？**  
 あなたが誰かの保証人になっている場合、保証債務を債権者名簿に記載する必要があります。

## 【債権者からの取立てについて】

**Q 16 破産申立てをすれば取立ては止まりますか？**  
 申立て後、申立人から事件受理票を送られた債権者は、行政指導によって取立てを自粛しているようです。

**Q 17 免責確定まで返済し続けなければいけない？**  
 破産申立て後、債権者に郵送する事件受理票に、破産手続への協力をお願いする手紙を同封するなど、債権者へ協力を求めている方法もあるでしょう。

**Q 18 事件受理票を送った後に請求を受けたら？**  
 免責期日（上図）に裁判所で意見を述べる事ができる旨を債権者に伝える方法もあります。なお、特定の債権者にだけ返済すると他の債権者から苦情の出ることがあります。

**Q 19 手続中も給料差押えは続くのですか？**  
 破産管財人が選任されない場合、破産宣告の確定後、免責確定までの間は給料の差押えは可能です。

**Q 20 不動産競売は止められますか？**  
 抵当権は破産手続の影響を受けないため、競売は止められません。競売後の残債務の免責を受けるためには、抵当権者も債権者名簿に書く必要があります。

# 申立書の記入例

市区町村役場から戸籍謄本を取り寄せる（申立て前3か月以内のもの）。

黒のボールペン（ペン）を使用する（エンピツ不可）。

決定書等を郵送するあて先（送達場所）を選ぶ。

勤務先から借金している等の事情がなければ、裁判所が勤務先へ破産申立ての事実を通知することはありません。

裁判所に申立書を提出する日を書く。

代理人弁護士の方へ  
担当弁護士のための記名押印で足りるが、電話・FAX番号があるとよい。

代理人弁護士の方へ  
事件進行の参考とするため、記入にご協力下さい。  
「同時廃止」希望の場合でも「財団形成見込額」の記載をお願いします。（差押禁止部分を除く。）

正社員として5年以上勤務し、退職金「無」の方は「退職金がないことの証明書」（勤務先作成）を提出する。  
提出できなければ「無」の後の余白部分に提出できない理由を書くか、「退職金がない旨の報告書」を作成する。

「有」の方は「見込額証明書」（勤務先作成）または「退職金支給規定のコピー」を提出する。  
提出できなければ、余白部分に「勤務先から証明書は出せないと言われた。」「勤務先から退職金は約 万円と言われた。」等と書く。（報告書を作成してもよい。）

勤務先から源泉徴収票を出してもらえない場合、市区町村役場から取り寄せた課税（非課税）証明書でもよい。

破産申立てに関係する範囲で書く。過去10年間はあくまで目安に過ぎない。  
短期間（約3か月以内）に転職を繰り返した場合には、期間を特定の上、会社名「販売(株)他3社」、仕事内容「営業、事務」のように書いてもよい。  
記入欄が足りなければ、てびき4分の5のように記載し、欄外に「5分の13につづく」とするか、「別紙あり」として別紙に書く。

### 破産・免責申立書

ふりがな ほ さん いち 郎 申立人氏名 **破産 一郎**

生年月日 大 平 29 年 3 月 29 日 (年齢 38 歳)

本 籍 別府戸籍本記載のとおり

現 住 所 (〒123-1234) **〇〇市〇〇1丁目2番3号 破産在305号室**

住 居 類 上 の 住 居  現住所と同じ

送 達 場 所  現住所  下記のとおり  申立人代理人事務所

送 達 先 の 電 話 番 号  自宅  職場  郵便 (090-1234-5678)  居住状況記載のとおり

申立書の趣旨  申立人(破産者)  申立人(破産者)の代理人(破産管理人)

申立書の理由 申立人は、前掲の1及び別紙記載のとおり、申立書の提出日現在、破産の事由に該当するものと認め、破産を申請する。

提出日 平成 25 年 1 月 24 日

申立人 **破産 一郎** (副 高 井 護 士)

地方裁判所 御中

本籍や住所が変わったら、戸籍謄本や住民票と共に裁判所へ届け出て下さい。

旧姓時に借り入れても現在の姓を債権者に届け出なければ記載しなくてよい。

現住所と同じならばチェックするだけでよい。  
異なる場合、市区町村役場から取り寄せた住民票（申立て前3か月以内）通りに書き、現住所が記載されている資料を提出する。

認め印を押す。（実印でなくともよい。）申立ての際、必ず持参して下さい。

会社代表者の方（または過去1年以内に代表者だった方）は、商業登記簿謄本、「確定申告書」及び「決算報告書」（過去2年分または2期分）のコピーを提出する。

陳述書は申立書の提出日現在で書いて下さい。

代理人弁護士の方へ  
この欄に記載する場合、陳述書に本人の押印は不要です。

### 陳 述 書

申立人 **破産 一郎**

1 現在の職歴及び収入  
「年月まで」は記入不要  
14年10月～ 年 月まで  勤め  パート・アルバイト  会社役員  自営  
会社名 **〇〇運送** 仕事内容/業種 **配 送** 手取り月収約 **20** 万円  
※ 収入が変動する場合は、収入が最も多かった月の収入を記載して下さい。  
※ 収入が変動する場合は、収入が最も多かった月の収入を記載して下さい。

2 過去10年間の職歴（古いものから順に記載する。）  
13年2月～14年9月まで  勤め  パート・アルバイト  会社役員  自営  
会社名 **〇〇印刷** 仕事内容/業種 **営 業** 手取り月収約 **25** 万円  
12年2月～13年1月まで  勤め  パート・アルバイト  会社役員  自営  
会社名 **〇〇住販** 仕事内容/業種 **営 業** 手取り月収約 **12** 万円  
年 月～ 年 月まで  勤め  パート・アルバイト  会社役員  自営  
会社名 仕事内容/業種 手取り月収約 万円  
年 月～ 年 月まで  勤め  パート・アルバイト  会社役員  自営  
会社名 仕事内容/業種 手取り月収約 万円

3 同僚の職歴（同居者はいません。）※ 戸籍謄本と同様、居住者全員分の社歴を提出して下さい。  
氏 名 岡 田 年 齢 職業・学歴 平均手取り月収 備 考  
破産 佐子 大 35 専大 専修(他) 約 6 万円  
破産 子 小 小 学 3 年 生 約 万円  
破産 子 小 小 学 3 年 生 約 万円

無職ならば空欄としなくて、「無職」と記入する。  
「単身赴任中」「内縁」等

4 過去5年以内の贈与額  無

贈与した時期	相手方の名前	財産分与・贈与料の有無	支払・受取ありの場合の金額
年 月		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 支払 <input type="checkbox"/> 受取	( ) 万円 <input type="checkbox"/> 不動産
年 月		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 支払 <input type="checkbox"/> 受取	( ) 万円 <input type="checkbox"/> 不動産

5 現在の住居

賃貸住宅（公営・民間住宅を含む） \*賃貸借契約書等のコピーを提出して下さい。

契約者  自分  親族・同居人（名前） あなたとの関係

家賃1ヶ月 55,000 円（控除額込み）

家賃の滞り  無  有（滞り額） 円

敷金・保証金 110,000 円

社宅・借

自己所有の家屋 \*不動産登記簿または固定資産評価簿等を提出して下さい。

親族・同居人所有の家屋 \*不動産登記簿等を提出して下さい。

所有形態 あなたとの関係

その他（団体等に）

6 多額の借金をした理由（あてはまるものをすべて選び、に $\checkmark$ 印を付ける。）

生活費が足りなくなった。  
 学費・医療費のため借りました。  
 ①  自分  親族が事業経営に失敗した。  
 ②  自分  親族が失業した。  
 ③  自分  親族の転勤が原因。  
 ④  自分  親族の病気、けが、出産  
 ⑤  会社  親族  友人・知人 の保証人になった。  
 ⑥  親族  友人・知人 のために借入れて、資金調達した。  
 借付金購入  
 借付金に併用使用  
 子どもの教育費、社返り  
 ⑦ 仕事上の  借付金  契約金の立替え  営業の決済  自社製品の購入  
 借付金・飲食費、遊興費、交際費  
 借付金  
 借付金・国内旅行  
 借付金や借付による借付金購入  
 ⑧  借付  借付金  借付金  有価  借付  借付  
 借付金・借付的取引（株式、不動産、契約保証等）による借付  
 借付その他

上記①～⑧のうち、一番大きな理由は  ⑤ 番 です。

財産分与の対象が不動産であれば、不動産登記簿謄本を法務局（登記所）で取り寄せる。

親族等が契約者でも、賃貸借契約書等のコピーを提出する。契約書を作っていない場合は家賃がわかるもの（領収証、家賃支払い用の通帳コピー（表紙も））でもよい。

あなたと親族等が不動産を共有していれば、「自己所有の家屋」を選択する。

不動産登記簿謄本は法務局（登記所）で、固定資産評価証明書は市区町村役場で取り寄せる。

チェックした点は、てびき4の下の記入例のように、陳述書5の13の中で具体的な説明が必要となります。

多額の借金をした理由がひとつしかない場合には、その番号を「一番大きな理由」として書く。

税金などの請求を受けていながら、支払っていないものがあるかの質問です。なお、税金は免責されません。

(1)～(5)の事実があるのに、故意に記載しないことは絶対に避けて下さい。不自然な点、矛盾点は審査の過程や債権者からの指摘で明らかになることもあり、その場合免責に影響することがあります。正確な事実を裁判所に明らかにして下さい。

バー、クラブ、スナック、料亭等の飲食店や風俗店で、あなたの支出額が1か月5万円以上だったことがありますか？  
ある場合には、その期間と5万円を超えた月の平均額を書いて下さい。その期間中、特に多く出費した時期等も同様に記載して下さい。

この商品の支払いは終わっていますか？終わっていない場合は、債権者名等を債権者名簿に記載する必要があります。

7 税金・国民健康保険料・国民年金等の支払状況

滞りなし  滞りあり（滞り額） 円  滞り額は不明

8 過去5年間の生活状況

(1) 1か月5万円以上の飲食店での飲酒や遊興等  有  無

時期	月平均	金額
10年7月～11年3月	5	万円
上記のうち、一番多く出費した時期、金額		
10年12月～11年1月	7	万円

(2) キャンブル（パチンコ・パチスロ、競馬・競輪等）  有  無

時期	月平均	金額
10年5月～11年5月	2	万円
上記のうち、一番多く出費した時期、金額		
10年12月～11年2月	5	万円
11年1月	25	万円

(3) 借付金・国内旅行（借付金、研修旅行を除く。）  有  無

時期	行き先・目的等	費用
11年1月	ハワイ・観光	25万円
年 月		円
年 月		円

(4) 10万円以上の商品購入  有  無

商品名	購入年月	購入代金
パソコン	11年3月	210,000円
現状 <input checked="" type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 売却済 <input type="checkbox"/> 返却済	処分時期	年 月 売却代金
商品名	購入年月	年 月 購入代金
現状 <input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/>		円
商品名	購入年月	年 月 購入代金
現状 <input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 売却済 <input type="checkbox"/> 返却済	処分時期	年 月 売却代金

(5) 借付・借付的取引  有  無

借付内容	借付額	借付期間
<input type="checkbox"/> 株式 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 先物取引 <input type="checkbox"/>	万円	年 月 ～ 年 月
借付内容	借付額	借付期間
	万円	年 月 ～ 年 月

換金する目的で購入したものは、10万円以上のものであっても、ここではなく陳述書4の9(2)に記載する。

9 借入時の事情

(1) 氏名、生年月日、会社からの借入額等を持って、金融業者から借入れたことがありますか？  有  無

14年8月	借入先: 〇〇産業	借入金額: 約10万円	借った内容: 生活費
年 月	借入先:	借入金額: 約 万円	借った内容:

(2) 借入する目的でカーディーラー等で商品を借入れし、お金を借れたことがありますか？  有  無

商品名	借入時期	借入金額	返済時期	返済金額
バイク	14年10月	20万	14年10月	14万
年 月		円	年 月	円
年 月		円	年 月	円

10 返済に関する状況等

(1) 収入の範囲内で約款どおりに返済していたのは 平成13年4月頃までです。

(2) 返済できなくなった時期等様々のとおり。

時期	14年9月	返済の月数	約10万円	毎月返済すべき額	1万円
----	-------	-------	-------	----------	-----

(3) もっとも借金を返済するために借入れようになったのはいつからですか？  
 そのようなことはありません。  
 平成14年10月頃からです。

(4) 借入から借入れをしなかった返済できないことを知りながら、借入れたことがありますか？  有  無

時期	借入先	借入金額	使 途
平成14年10月	〇〇物産	約5万円	生活費 <input checked="" type="checkbox"/> 返済 <input type="checkbox"/> ( )
平成14年11月	〇〇〇ン	約10万円	生活費 <input checked="" type="checkbox"/> 返済 <input type="checkbox"/> ( )
平成 年 月		約 万円	生活費 <input type="checkbox"/> 返済 <input type="checkbox"/> ( )

(5) 破産申立ての前、最後に借入れた時の返済状況のとおりに。

時期	借入先	借入金額	使 途
平成14年11月	〇〇〇ン	約10万円	生活費 <input checked="" type="checkbox"/> 返済 <input type="checkbox"/> ( )

(6) 滞りの返済状況  
 全く支払っていません。  
 滞りながら 社に返済

業者などに勧められた場合であっても、換金を目的とした商品購入があれば記入する。

13 破産申立てをするに至った事情の書き方  
 「陳述書2第6 多額の借金をした理由」にチェックしたことを具体的に書くようにして下さい。  
 その際 「誰が（あなた以外の人が借りた場合のみ）」  
 「年 月ころ」  
 「どんな事情で」  
 「どこから借りて」  
 「何に使った（何を買った）」  
 「いつから」  
 「なぜ支払えなくなったのか」  
 を時間の流れに沿って、順序よく説明して下さい。

自営業・会社代表者の方（過去1年以内にやめた場合を含む）は、現在または営業廃止時の営業状況（事務所、備品、商品、売掛、従業員の状況等）、商業帳簿記載の有無、倒産回避のためのダンプのの有無を記載する。  
 また、税務申告していない場合、その旨と収支の概要を書く。

書ききれなければ（別紙のとおり）をチェックし、A4判（てびきと同じ大きさ）のレポート用紙等に書いてもよい。  
 この場合、横書きで左側3cmを空ける（パソコン可）。

任意整理をしたことがある場合、整理計画書と履行状況がわかる資料を提出する。

債権者名簿には「約束した金額から支払い済みの分を差し引いた金額」を書き、調停調書や和解調書コピーを提出する。

ある場合には、免責決定書の写しを提出する。また、免責決定時の債権者名簿があれば提出する。

いつのことかわかるように、時期を明記する。

書き間違えたら二重線で消し、申立書1第に押した印鑑を押す。修正液や修正テープは不可。

職歴や財産目録の記入欄が足りなければ、このようにどの欄のつづきを明記した上で、書いてもよい。（ただし、債権者名簿を除く。）

1 破産申立て前に、債権者との間で返済方法を話し合ったことがありますか？  
 ありません。  
 あります。  
 弁護士による任意整理で前倒した返済が不可能となりました。  
 裁判所に調停を申し立てましたが、( ) 不成立 ( ) 取下( ) となりました。  
 裁判所で調停・和解が成立しましたが、前倒し返済ができなくなりました。

2 過去10年以内に破産・免責申請を利用して、免責の決定を受けたことがありますか？  
 ありません。  
 あります。(平成 年 月 日、 地方裁判所 支部)

3 破産申立てをするに至った事情を詳しく説明して下さい。(別紙のとおり)

平成11年7月頃、〇〇年利の貸付金により、月収が20万円から22万円に減りました。子供の結婚で妻は仕事から休まず年金生活の親にも頼れなかったため、消費者金融から借りて家賃や生活費にあてました。この頃は生活費を切り詰めることで何とか返済できました。

平成12年2月妻の父が脳卒中で倒れました。この時入院費治療費の多くを私が負担することになり、生命保険や定期預金を解約しても足りない分を消費者金融から借りました。

平成12年の秋以降給料が20万円を切ったことあって退職を決定し、平成13年2月マンション販売の〇〇住販に入社しました。しかし歩合制のため自営業に似て収入を得られることがなく、平成14年6月には成績不振で月収が10万円前後にまで落ち込み生活費と借入金の返済車検費用等のために新たに借入れをする状態が続きました。

平成14年9月からは返済のための短期間で高金利の金融業者から借入れてしまいました。元金に利息は約594万円に達し、返済額は月20万円を超えています。反面収入は妻の給与で月26万円程度で、やはり自己破産を申し立てることになりました。

(2ページ 職歴のつづき)  
 〇年〇月～〇年〇月まで アルバイト 〇〇販売 営業 寺の月給約12万円  
 〇年〇月～〇年〇月まで 妻の 〇〇製作所 事務 〃 18万円

記入もれは窓口で補正をお願いする場合があります。無い場合には必ず「無」とすること。

生活費として使う分を除いた現金(タンス貯金など)が5万円以上あれば書く。(千円未満は切り捨てる。)

日頃使用しているあなた名義の通帳の口座数と残高の合計額を記載する。口座番号が同じならば、通帳が2冊以上でも1口となる。残高は記帳してから合計する(残高がどんなに少なくても通帳コピーは必要)。

ローンがあるために車検証の所有者がローン会社になっていても「有」とする。

初年度登録後4年未満で、車検証の所有者があなたになっていれば、価格がわかる資料を提出する。

未登記建物を所有していれば(別添不動産登記簿謄本のとおり)の部分に二重線で抹消し、余白に(未登記)と書いた上、固定資産税納付書と価格査定書を提出する。

貸付金・売掛金が10万円以上あれば「有」とする。資料を提出できなければ、その理由をこのように余白に記入してもよい。

対象が不動産ならば不動産登記簿謄本を提出する。処分には裁判所で競売された場合も含まれる。

自動車引上げ後もローンが残る場合、引上げ後の残高証明書を債権者から取り寄せ、提出する。

書ききれなければ「陳述書5ページの13」に記載した上、欄外に「5ページ13につづく」とするか、別紙に書いて「別紙あり」とする。

対象となる財産の例  
 ・貴金属 ・家財道具(生活必需品を除く。)  
 ・事業設備 ・在庫品

**財産目録**  
 「有」とした方は、※欄の資料を提出して下さい。

1 現金 現在所有している5万円以上の現金  有  無

2 預貯金 別添送付しのとおり  有  無  
 口座数: / 残高合計: 21,361 円  
 ※財産申立て前に金融機関で記録した通帳(表題も含む)のコピー

3 積立金 社内積立、財形貯蓄、事業保険金等  有  無  
 残高合計: 円  
 ※積立簿等がわかる書類のコピー

4 自動車、自動車 2 台  有  無  
 車種: トヨタカロー 型式: 年 月 年 ローン残の:  有  無  
 車種: 年式: 年 月 年 ローン残の:  有  無  
 ※車検証(または登録簿等)のコピー

5 借入金 申元が保険料を支払っているもの、かけ捨て保険を除く。  有  無  
 債権会社名: 借入の期間: 解約返戻金見込額:   
 源泉徴収票や給料明細書に保険料の控除があれば、それがかけ捨て保険でない限り「有」とする。  
 ※借入簿のコピーと解約返戻金見込額計算書

6 有価証券 株券、ゴルフ会員権等  有  無

種別	取得時期	取得額	評価額
	平成 年 月 日	円	円
	平成 年 月 日	円	円

※有価証券のコピーと時価がわかる資料

7 不動産 自分が所有するもの(別添不動産登記簿謄本のとおり)  有  無  
 ※不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書及び権利関係全高のローン残高証明書  
 所有不動産に相続財産が含まれる場合の遺産分割協議書  完了  済み

給料明細書に財形貯蓄や社内積立等の控除額が記載されていれば、勤務先から残高がわかる資料を取り寄せて記載する。

もし解約すれば返戻金を受け取れる保険の保険料をあなたが支払っている場合に「有」として内訳を書く。(契約者が誰かを問わない。)

(例)簡易保険・学資保険・個人年金保険・養老保険・終身保険・損害保険等

かけ捨て保険や国民健康保険にだけ加入している方は「無」とする。

有価証券には、勤務先の「持株会」も含まれる。

親族の死亡により不動産を相続し、分割協議が済んでいれば遺産分割協議書等のコピーを提出する。

8 貸付金 貸付金  有  無  
 相手方: 野村太郎(個人) 金額: 100,000 円 時期: 平成 11 年 5 月 頃  
 回収見込:  有  無 回収不能の理由:  所在不明  無資力  支払拒否  
 ※債権者や債権譲渡等のコピー

9 貸付金の返済済み  有  無  
 相手方: 金額: 円 時期: 平成 年 月 頃  
 回収見込:  有  無 回収不能の理由:  所在不明  無資力  支払拒否  
 ※債権譲渡等のコピー

10 処分した財産 不動産や車の売却、保険や定期預金の解約等  有  無

種別	処分時期	処分した金額
不動産	年 月 日	円
車	年 月 日	円
保険	年 月 日	円
定期預金	年 月 日	円

売却:  生活費  償還  他

過去1年以内に処分した財産のみ対象となる。

11 受領した財産 退職金や保険金の受領、相続財産等  有  無

種別	受領時期	受領した金額
退職金	年 月 日	円
保険金	年 月 日	円
相続財産	年 月 日	円

売却:  生活費  償還  他

過去1年以内に受領した財産のみ対象となる。(ボーナスも含む。)

12 その他 以上のほか、10万円以上で処分が見込まれるもの等。  有  無

品名	購入時期	購入金額	評価額
	平成 年 月 頃	円	円
	年 月 頃	円	円

「提出書類のそろえかた」は9ページ参照。

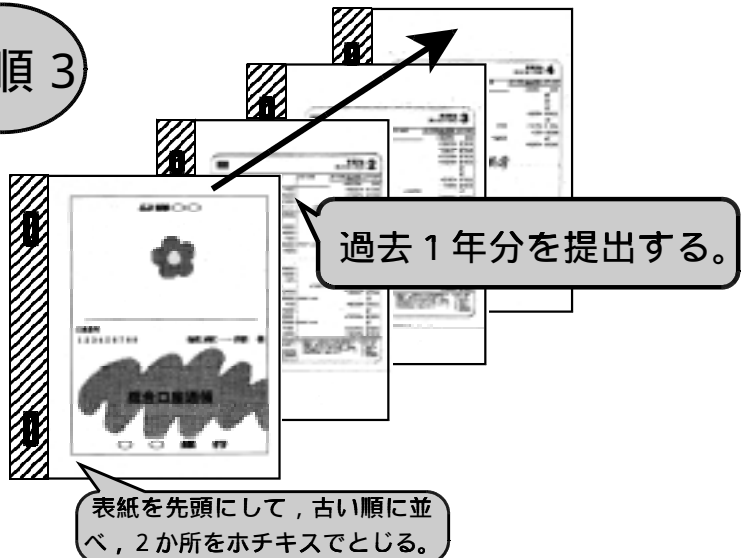
# 通帳のコピーのとりかた

## 手 順

1. 日頃使用しているあなた名義の通帳を金融機関で記帳する。  
(残高が少ないものや定期預金を含む。)
2. 過去1年分の記帳されているページをA4判でコピーする。
3. 表紙を先頭にして古い順にコピーを並べ、2か所をホチキスでとじる。



## 手順3



### 通帳にこんな記載があったら

「一括記載」「オマトメ」など・・・まとめられている期間の「銀行取引明細書」を金融機関から取り寄せ、提出して下さい。

残高がマイナスになっていたら・・・定期預金があれば、そのコピーも提出して下さい。

### 通帳をなくしてしまったら

上記と同様に「銀行取引明細書」を金融機関から取り寄せて提出する。

## 代理人弁護士の方へ オーバーローン上申書について

### 【オーバーローン上申書とは・・・】

「債務者所有の不動産を売却しても、剰余が見込めないこと」を上申するものです。

### 【作成手順】

- 1 債務者所有物件の不動産登記簿謄本を取り寄せる。
- 2 担保権者全員分の債権調査票等から「残債務額」を記入する。  
(代位弁済により、登記簿上の担保権者が債権者とは限らない。)
- 3 右図3から評価として適当なものを市区町村役場、取引業者等から取り寄せて「評価額」を記入し、倍率を算出する。

### 【共有物件の考え方】

- 1 不動産全体に担保権が設定されている場合  
持分を考慮せず、不動産を基準に剰余の有無を考えます。  
担保権（登記簿上の「債務者」は申立人でなくともよい。）の被担保債権額（登記簿上の金額ではなく、申立時の残高）及び不動産の評価額（持分を考慮しない。）を比較して算出する。  
剰余があれば「剰余分×債務者の持分」が破産財団となる。  
被担保債権額がわかる資料を担保権者全員分提出して下さい。
- 2 債務者の持分のみ担保権が設定されている場合  
単純に、債務者持分の評価額と被担保債権額から算出します。
- 3 マンションのように土地のみ共有の場合  
被担保債権額（申立時の残高）  
÷【土地の評価（債務者の持分を計算）+建物の評価】

(債務者 )  
平成 年 月 日  
地方裁判所 支部 御中  
申立人代理人 印  
上 申 書

債務者所有の不動産が、次のとおりオーバーローンの状況にあることを上申します。

残 債 務 額	÷	評 価 額
約 . 倍		

なお、算出の根拠は、以下のとおりです。

- 1 不動産の特定  
添付の不動産登記簿謄本のとおり
- 2 残債務額  
添付のローン残高証明書のとおり
- 3 評価額  
添付の下記書面のとおり（に√のあるもの）

固定資産評価証明書  
取引業者の査定書  
競売事件における評価書  
独自の鑑定評価書（正式鑑定・簡易鑑定）  
その他 ( )

### 代理人弁護士の方へ

この上申書は電話かFAXでご請求いただければ送信します。  
なお、同様の書式を適宜作成していただいても構いません。

家計表を書く際には、

- 1 あなた一人分ではなく、家計を共にする者全員分をまとめて書く。
- 2 実際のお金の出入りを書く。(未払い、滞納分は記載不要)
- 3 なるべく申立てをする月の前月または前々月の分を書く。

あなた以外の方の収入もきちんと調べて正確に書いて下さい。

申立て後に配偶者や同居人の源泉徴収票や給料明細書等の追加提出をお願いします。

年金のように、2か月に1回支払われるものは1か月あたりの金額を計算して書く。  
例：年金が2か月に1回25万円支給される場合  
 $25万円 \div 2 = 12万5000円$   
を年金欄に書く。

現在、給料の差押えを受けていれば書いて下さい。  
なお、破産管財人が選任されない場合、破産宣告の確定後、免責の確定まで給料差押えが続く場合があります。

収入		支出	
前払 (本人)	201,842円	家賃・管理費・修費等	55,000円
給与 (配偶者)	63,115円	食費 (4人分)	85,000円
賞与 (同居者)		光熱費	10,381円
自営収入 (同居者)		ガス代	9,824円
生活収入 (本人)		水道代 (下水道を含む)	12,719円
生活収入 (配偶者)		新聞代	3,925円
生活収入 (同居者)		電話代 (携帯電話を含む)	21,451円
生活保護		テレビ受信料	
失業 (本人)		通関・交通費	
保険 (同居者)		駐車場代	3,500円
年金 (本人)		ガソリン代	9,523円
年金 (配偶者)		(車の所有者) <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人	
年金 (同居者)		会社名 (00共済)	2,000円
児童手当・児童手当等		保険契約者 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人	
		会社名 (郵便局)	4,260円
		契約者 <input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 同居人 (妻)	
		会社名 ( )	
		契約者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人	
親戚からの借入れ (社)		医療費	3,670円
その他		教育費	13,300円
		養育費等の仕送り	
収入合計	264,957円	交際費 (内容)	
記入上の注意	1 家計を共にする者全員の実際の収支を書く。 2 未払い分や滞納分は書かない。 3 生活保護や年金などは、1か月あたりの支給額を書く。	遊園費 (内容)	
給料の差押えを受けている場合にのみ記載する。 私は平成 年 月 支給分から 毎月約 万円を控除されています。 差押債権者は ます。 *差押命令のコピーを提出して下さい。		交際費・遊園費は、その内容を具体的に書く。	
		衣類・日用品代	5,320円
		返済分 (本人)	
		返済分 (同居者 妻)	40,000円
		税金・社会保険料	
		その他	
		支出合計	279,873円

光熱費の請求書や領収書は提出不要。

駐車場代・ガソリン代を支出していれば車の所有者名を書く。  
ローンがあるため車検証上、ローン会社の名義になっていたら、使用者名を記載する。

会社名と契約者名を書く。  
かけ捨ての保険料を支払っていれば記載するが、保険証券の提出は不要。

こんな場合には・・・

親族・友人等の家に仮住まいしていて収支を全く記入できない・・・  
家計表を記入できない具体的な事情を「陳述書5分の13」または別紙に書き、欄外に「記入できない理由は5分13にあり」などと書く。  
この場合、事案により申立て後に裁判所から書類等の追加をお願いします。

名簿に書かない債権は免責の対象とならない場合があります。  
不明な点は債権者に電話で問い合わせるなどしてすべて記入すること。

借入れ・購入時期の古いものから書く。

請求書にある支店名や管理部、カードセンターを書く。同じ会社でも別々の支店から借りていれば別の欄に書く。

会社名が変わったら新会社名の請求書を取り寄せる。提出できなければ「(株) 信販(旧商号 商事(株))」と変更がわかるように書く。

債権者番号を負債資料の右肩に書く。

債権者が住所を教えてくれない場合には(不明)とする方法もある。この場合、住所判明後に債権者名簿を追加提出する。

金額や年月日が正確にわからなくとも、空欄のままにしない。このように「元金+あなたが計算した利息額」を(自己申告額)として記載する方法もある。

債権者名簿	債権者の住所	借入れ・購入時期	現在の残額	契約の種類	使用途・購入したもの
1	〒000-0043 00市中央5-1-4 (株)007クレジット	11年7月23日	451,788円	クレジット契約 借入金	生活費
2	〒000-0045 00市信見3-5-16 00信用(株)	12年3月23日	499,227円	クレジット契約 借入金	生活費
3	〒000-0042 00市新町4-21 00企画(有)	12年12月3日	1,995,335円	クレジット契約 借入金	生活費
4	〒000-0022 00市南東8-1-3 (株)007クレジット	13年3月1日	218,814円	クレジット契約 借入金	生活費
5	〒000-0045 00市南東3-7-21 丙山三郎	13年6月23日	550,000円	クレジット契約 借入金	生活費
6	不明 007クレジット	14年4月23日	400,000円	クレジット契約 借入金	生活費
		このページの合計	4,115,164円		
このページの債権者についての確認(貸付する場合は記入する。)		このページの合計	4,829,673円		
このページの債権者についての確認(貸付する場合は記入する。)		このページの合計	5,944,837円		

同じ債権者から何度も借りている時は、最初に借りた日を書く。正確にわからなければ「年月ころ」としてもよい。

保証人がいる場合(保証人)として、その人の氏名を書く。

借りたお金を何に使ったか、何を買ったかを選ぶ。の欄になれば、備考欄に記載する。

あなたが保証人になっている場合、お金を借りた本人の氏名を書く。他人が借りる際、あなたの名前を貸した場合には「( )の名義貸」とする。

個人の債権者がいたら、あなたとの関係を備考欄に記載する。

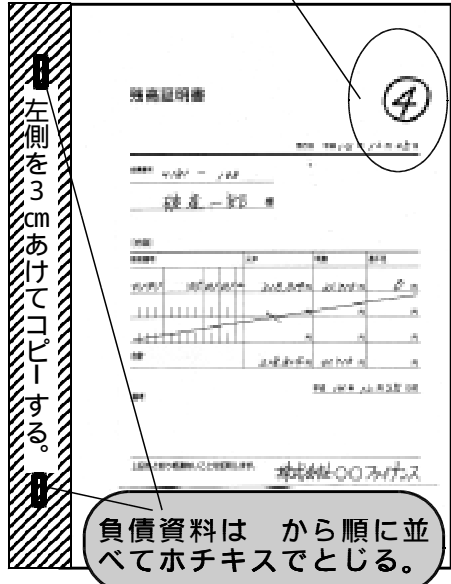
負債資料がなく、電話だけで残額の確認をした場合、その債権者の番号を書く。

借入れ後、1度も返済していない債権者がいたら、その番号を記載する。

### 負債資料(残額のわかるもの)のコピーのとりかた

- 手順**
- 1 一番新しい請求書や利用明細書を集める。手元になければ債権者から取り寄せる。
  - 2 集めた資料を右図のようにコピーし、右上に債権者番号を書く。
  - 3 コピーを債権者番号順に並べ、左側2か所をホチキスでとじる。

債権者名と金額の記載があれば、債権者1社につき、資料は1枚でよい。





# 提出書類のそろえかた

提出はA4判のコピーをお願いします(原本はお預かりしていません。)

9. 給料差押えの資料のコピー  
給料差押命令正本のコピー

10. 負債資料のコピー

「コピーのとりかた」  
は8頁参照。

8. 過去1年間に処分した不動産の資料(競売も含む。)  
不動産登記簿謄本(原本提出)(法務局で取り寄せる。)  
処分時の売買契約書のコピー

1~10以外の資料は、  
一番うしろに添付する。

7. 現在のお住まいに関する資料  
(賃貸住宅にお住まいの方)  
賃貸借契約書のコピー(家族が契約していても必要)  
(あなたが不動産を所有(共有)する場合) 経営する法人名義でも同じ。  
不動産登記簿謄本(原本提出)(法務局で取り寄せる。)  
固定資産評価額証明書(原本提出)(市区町村役場で取り寄せる。)  
(あなたが親族・同居人所有の家に住んでいる場合)  
不動産登記簿謄本(原本提出)(法務局で取り寄せる。)

申立人代理人の方へ

負債資料は、事件終局  
まで保管し、裁判所が  
提出を求めた時に提出  
して下さい。  
(担保権者分を除く。)  
提出書類については、  
チェックリストを参照  
して下さい。

6. 保険(かけ捨てを除く。)等の資料のコピー  
(あなたが契約者となっている場合。郵便局の簡易保険を含む。)  
保険証書 または 保険証券  
いま解約したらいくら払い戻されるかがわかる保険会社作成の書類  
(過去1年以内に解約した保険の返戻金を受け取った方)  
受け取った金額がわかる明細書等

5. 自動車・自動二輪車の資料のコピー  
(現在所有している場合(ローンを完済すれば自分のものになる場合を含む。))  
車検証 または 登録事項証明書(陸運局で取り寄せる。)  
価格のわかる資料(初年度登録から4年未満で、ローンなしの場合)  
(過去1年以内に売却または引上げのあった場合)  
処分時の売買契約書 または 引上げ関係書類  
引上げによる充当後のローン残高のわかる資料

## 手 順

- 1 あみかけ部分  
は3頁あけて  
コピーする。
- 2 番号が同じ資  
料は、まとめ  
てホチキスで  
とじる。
- 3 1~10まで  
を矢印の順番  
に並べる。

4. 預貯金通帳等のコピー(残高が少なくても必ず提出する。)  
預貯金通帳の最近1年分のページと表紙  
銀行取引明細書(紛失したり一括記帳されて明細がわからない場合)

3. 退職金の資料のコピー  
(いま退職したら退職金が支給される方)  
退職金の見込額がわかる書類(勤務先作成のもの)  
または 退職金支給規定のコピー  
(過去1年間に退職金を受け取った方)  
受け取った退職金額がわかる明細書等

「通帳のコピー  
のとりかた」  
は6頁参照。

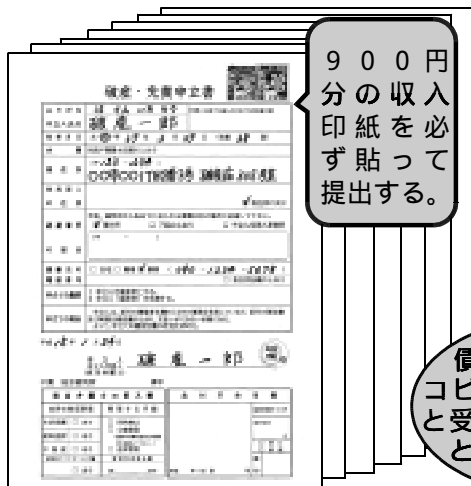
2. 申立人の収入・扶助・手当に関する資料のコピー  
(給与所得がある方)  
源泉徴収票 または 課税(非課税)証明書(市区町村役場で取り寄せる。)  
給与明細書(最近2か月分)  
(無職で、生活保護を受けていない方)  
非課税証明書(市区町村役場で取り寄せる。)  
(生活保護や年金を受けている方)  
生活保護、年金の受給額がわかる書類  
(失業手当や障害者手当を受け取っている方)  
失業手当、障害者手当の受給額がわかる書類  
(自営業・会社代表者(1年以内にやめた方を含む。))  
税金申告書の控え(過去2年分)

必ず提出が必要な資料

1. 申立書等
2. 収入等の資料
4. 預貯金通帳
7. 住居の資料
10. 負債資料

1. 申立書等(原本を の順に並べる。)  
破産・免責申立書(陳述書・財産目録・1か月の家計表・債権者名簿を含む。)  
戸籍謄本(申立て前3か月以内のもの、抄本(省略されたもの)不可)  
住民票(申立て前3か月以内で、同居者全員のもの) 委任状(弁護士申立ての場合)

# 申立ての際に必要なもの



900円分の収入印紙を必ず貼って提出する。



上部のみ記載する。

債権者名簿のコピーをとっておくと受理票を送る時にとても便利です。

破産・免責申立書と添付資料  
(9ツでそろえた書類)

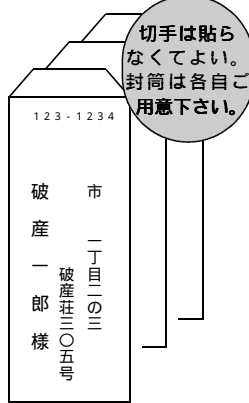
事件受理票

【あて名シール】  
債権者名簿を見ながら債権者の郵便番号 住所 名前(会社名) を書き、申立書と一緒に提出すること。

- 25 市新町1-9-5 物産 御中	- 34 市若葉6-7-11 産業 御中
- 13 市中央5-1-4 クレジット 御中	- 75 市湊町5-4-29 商事 御中
- 15 市富士見3-5-16 信用 御中	- 13 市浜町9-1-12 ローン 御中
- 12 市本町4-2-1 企画 御中	
- 22 市稲浜8-1-3 ファイナンス 御中	
- 05 市門前8-3-4-201 丙山 三 郎 様	

債権者あて名シール

(住所不明分は判明後、追加提出する。シールは市販のものでもよい。)



切手は貼らなくてよい。封筒は各自ご用意下さい。

通知用封とう3枚

(2ツで届け出た送達場所、郵便番号、あなたの氏名を書いた封とう)

現金  
14170円  
(おつりのないように)

切手  
4300円  
内訳 { 500円×2枚  
80円×40枚  
10円×10枚 }

収入印紙  
900円  
(申立書に貼っておく。)

印鑑  
(申立書に押したもの)

代理人弁護士の方へ

上記「通知用封とう」はあて名シールでも構いません。  
(4枚。ただし、窓口申立ての場合は3枚)

上記の「現金」「切手」は同時廃止の場合です。管財事件等の手続きを希望する場合には、提出先の裁判所に内訳をお問い合わせ下さい。

申立ての際「チェックリスト」及び「事件受理票」の添付をお願いしています。電話・FAXでご請求いただければ、書式を送信します。「事件受理票」は同様の書式を適宜作成しても構いません。

破産申立ては  
平日(月から金まで)の  
午前9～11時まで  
午後1～3時まで  
にお願いしています。  
(午後は大変混み合うことがあります。)

破産申立ての問い合わせ先  
千葉県地方裁判所 民事第4部破産再生係  
はさんさいせい  
☎043(222)0165  
内線 4325/4326  
FAX043(225)9090